

摂津市障害者施策に関する長期行動計画

(第4次:前期計画中間見直し)

第6期摂津市障害福祉計画

第2期摂津市障害児福祉計画

概要版

令和3年3月

摂 津 市

はじめに



摂津市では、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、障害のある市民一人ひとりが自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送ることができる共生のまちづくりを目指し、平成30年(2018年)3月に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第4次)」 「第5期摂津市障害福祉計画」「第1期摂津市障害児福祉計画」を策定し、その施策の推進を図って参りました。

その後、国においては、障害のある人に関わるさまざまな制度の改革に向け、障害者総合支援法、児童福祉法、障害者雇用促進法など、関係法令の制定・改正が進められております。

こうした状況を踏まえ、このたび、摂津市では「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を目指し、令和3年度(2021年度)から3年間を計画期間とした「第6期摂津市障害福祉計画」「第2期摂津市障害児福祉計画」を策定いたしました。

また、あわせて令和11年度(2029年度)までを計画期間としております「摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第4次)」についても、施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、前期計画の中間見直しを行いました。

今後は本計画に基づき、施策の推進に努めて参りますので、市民の皆様をはじめ、関係団体、機関等におかれましても、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました摂津市障害者施策推進協議会、摂津市障害者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート、ヒアリングにご協力いただきましたすべての皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

摂津市長 森山 一正

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第2章 摂津市の現状	3
1 障害者の状況	3
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況	4
第3章 障害者施策に関する長期行動計画	5
1 基本的な考え方	5
2 施策の行動目標	10
第4章 第6期障害福祉計画	12
1 基本的な考え方	12
2 成果目標	13
3 自立支援給付によるサービスの見込量と確保策	15
4 地域生活支援事業の見込量と確保策	18
第5章 第2期障害児福祉計画	22
1 基本的な考え方	22
2 成果目標	24
3 障害児支援サービス等の見込量と確保策	25
4 子ども・子育て支援事業計画との整合について	26
第6章 計画の推進に向けて	27

【SDGs（持続可能な開発目標）の推進】について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標）の推進とは、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」社会を実現するため、国として積極的に取り組んでいる目標です。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標達成に向けた取組を推進するものです。



目標3【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【質の高い教育をみんなに】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標8【働きがいも経済成長も】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

第1章 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

本市では、「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を目指して、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。また、本市では、障害福祉サービス、障害児福祉サービス等が身近な地域において提供されるよう推進してきました。

このたび、「第5期摂津市障害福祉計画」「第1期摂津市障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度(2020年度)をもって終了することから、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により「第6期摂津市障害福祉計画」「第2期摂津市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方を明らかにします。

また、あわせて「摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第4次)」についても、施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

(2) 計画の位置づけ

障害者施策に関する長期行動計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、摂津市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、摂津市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、摂津市では両計画を一体的に策定します。

本計画は、国や大阪府が示す基本的な考え方や計画等の内容をふまえるとともに、摂津市行政経営戦略の分野「福祉」の施策「障害福祉」について、「第4期摂津市地域福祉計画」をふまえながら、具体的な施策の展開を示すものです。また、障害福祉に関連するほかの分野計画(「せつつ高齢者ががやきプラン」「まちごと元気!健康せつつ21」「摂津市子ども・子育て支援事業計画」等)との整合性を図りながら策定しています。

(3) 計画の対象

本計画が対象とする「障害者」及び「障害のある人」とは、「障害者基本法」第2条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。また、その中で18歳未満の人を、「障害児」とします。

(4) 計画の期間

摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）は、平成30年度(2018年度)から令和11年度(2029年度)までの12年間を計画期間としており、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までを計画の前期計画としています。

第6期摂津市障害福祉計画及び第2期摂津市障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とします。

「障害者施策に関する長期行動計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

年度	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障害者施策に関する長期行動計画	第4次計画（前期）						第4次計画（後期）					
障害福祉計画	第5期		第6期障害福祉計画			第7期		第8期				
障害児福祉計画	第1期		第2期障害児福祉計画			第3期		第4期				

(5) 計画の策定方法

計画の策定に当たり、「摂津市の障害福祉に関するアンケート調査」や当事者団体及び関連団体、事業者を対象とするヒアリング調査で意見等を把握し、施策立案の参考としました。

策定体制については、保健、医療、福祉、教育関係者や当事者団体などの各代表、学識経験者によって構成される「摂津市障害者施策推進協議会」及び「摂津市障害者地域自立支援協議会」において審議を行いました。また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

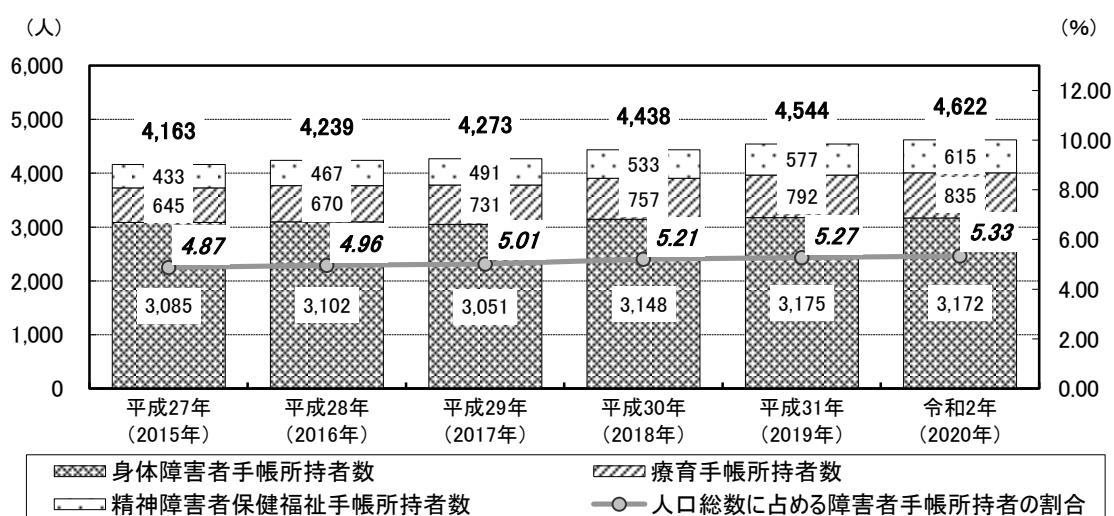
第2章 摂津市の現状

1 障害者の状況

障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計）は、令和2年(2020年)3月末現在で4,618人となっております。

本市の人口に占める障害者手帳所持者の比率をみても平成27年(2015年)3月末現在の4.87%から令和2年(2020年)3月末現在には5.33%と増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数と人口総数に占める割合の推移

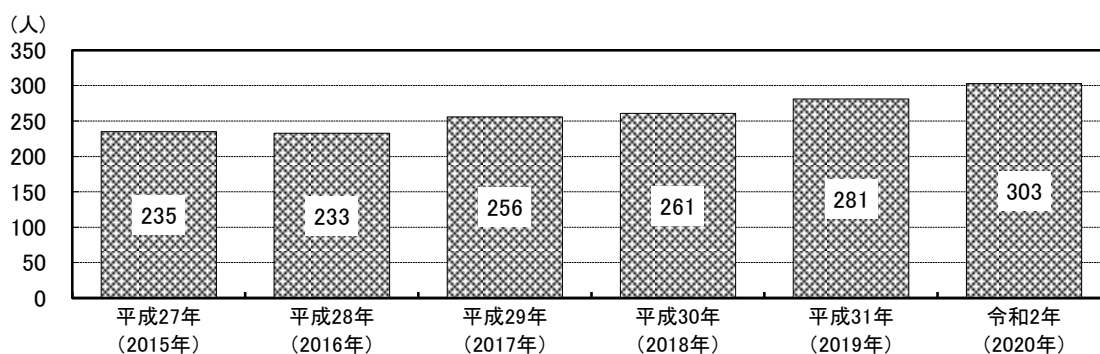


※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、住民基本台帳人口をもとに算出。

※障害者手帳の重複所持者が含まれるため、実人数ではありません。

障害者手帳を所持する18歳未満の子どもの人数は、令和2年(2020年)3月末現在303人で、平成28年(2016年)以降増加傾向にあります。

18歳未満の障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

「第5期摂津市障害福祉計画」「第1期摂津市障害児福祉計画」（平成30年(2018年)3月策定）で掲げた成果目標の達成状況については、次のとおりです。

① 第5期障害福祉計画

目標項目		令和元年度(末) 実績	令和2年度(末) 数値目標
施設入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数 (目標年度末までの累計者数)	3人	6人
	施設入所者数	66人	69人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置
障害者の地域生活の支援	地域生活支援拠点の整備	無	1か所
福祉施設から一般就労への移行	年間一般就労移行者数	22人	20人
	就労移行支援事業の利用者数	62人	61人
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率	0%	50%以上
	就労定着支援による職場定着率	0%	80%以上
	就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額	16,482円	18,000円

② 第1期障害児福祉計画

目標項目		令和元年度(末) 実績	令和2年度(末) 数値目標
障害や発達に課題のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターの充実 (設置)	1か所	1か所
	保育所等訪問支援の充実	3か所	3か所
主に重症心身障害児を支援する事業所の確保		児童発達支援 0か所 放課後等デイサービス 0か所	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所

第3章 障害者施策に関する長期行動計画

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

この計画は、障害のある市民が「権利の主体」として、かつ社会の一員として生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方とすべてのライフステージにおいて主体性、自主性、自由という人として当たり前の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の考え方を基本的な理念とします。

そして、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合い、障害のある市民一人ひとりが自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送ることができる共生のまちづくりを目指します。

これからのまちづくりとして、活動や生き方の制限がある原因を個人の障害の存在に求めるのではなく、地域や職場、学校など日常生活の場での合理的な配慮や社会的な支援の不十分さに求めることを市民全体が理解し、変革に向けて行動することを目標とします。

**誰もがその人らしく、安心して暮らせる
自立支援と共生のまちづくり**

(2) 基本目標

① 心豊かに共に支え合う地域福祉の確立とすべての人が尊重しあう心のバリアフリーの推進

個性と人格を認め合うインクルーシブ社会を構築する視点や、地域の中に考えを広げていく必要性、障害のある人の権利と尊厳、心のバリアフリーなどに留意します。

② 地域において安全で安心して暮らせる生活支援と基盤の確立

「障害者権利条約」における「地域社会で生活する平等の権利」や地域における切れ目のない支援、地域生活への移行の対応等に留意します。

③ 自己実現を目指す意欲を育む社会環境及び支援体制の確立

障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態把握、必要な支援体制の構築や評価など、関係機関等と連携し、支援体制の改善に取り組みます。実態に即した支援の充実や障害のある人の楽しみ・余暇活動・居場所づくりへの配慮に重点をおきます。また、就労支援等に対応したシステムの構築に留意します。

④ 共に生きるまちづくりを目指すセーフティネット体制の確立

社会資源とつながりを築くことが困難な人に対して支援のあり方を検討し、相談支援体制の充実に取り組みます。

⑤ 差別のない社会の実現

障害を理由とする差別や、その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされることを求められています。市民全体が障害のある人を取りまく諸課題を共通認識し、一人ひとりがその解決に向けて主体的に行動していくことを推進します。

⑥ 多様な主体による協働の推進

障害のある人への「合理的な配慮」を推進するためには、障害のある人の自立と社会参加という課題を、社会全体で考える必要があります。社会のあらゆる場面で障害のある人がいきいきと生活できるよう、当事者や行政だけでなく、地域住民、関係団体、関係機関等の多様な主体との参画と協働、また、発達障がい者支援センターや高次脳機能障がい者支援拠点、難病相談支援センター等との連携による障害者施策の推進が重要となります。

(3) 重点課題

○ 障害のある人の権利と尊厳を保障する取組の強化、障害や障害のある人に対する理解の促進と社会全体の変革を求めています。

- ・ 障害のある人には障害のない人と平等に権利や機会が保障されています。
- ・ 地域生活や社会参加に必要な配慮を行うこと、合理的配慮を欠く対応が差別に当たることなどを明らかにしながら、具体的な取組を位置づける必要があります。
- ・ 合理的な配慮を社会全体で取り組むための福祉教育、実際の行動について周知していく必要があります。
- ・ 施策の点検や計画づくりへの当事者の参画機会の充実がより一層求められています。

○ その人らしい自立した生活を選択できる質の高い支援を目指します。

- ・ 自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて質の高い支援の基盤整備を目指していきます。
- ・ 障害や発達に課題のある児童に対する保健、福祉、教育などの支援について検討していきます。
- ・ 地域の中で障害のある人が当たり前いきいきと暮らせる社会を創造するため、地域の中で市民の合理的な配慮が求められています。
- ・ 全国的な問題となっている、重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人への支援、触法障害者への対応を検討する必要があります。

○ 相談支援体制、情報の入手や活用の推進に向けた支援施策の充実を検討します。

- ・ 施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行支援において、入所・入院中からの相談支援、地域生活への適応訓練などの充実を図り、地域での住まいや日中活動などの確保にとどまらない、きめ細かな支援体制の確保が求められています。
- ・ 本市で進めてきた地域でのセーフティネットについて今後も継続して進めていく必要があります。また、民生委員・児童委員や地域住民による気づき、専門機関への連絡・相談など地域福祉の視点からの取組も含めて対応していきます。
- ・ 計画相談支援が創設され、障害福祉サービスの利用の際にはケアマネジメントの考え方がより一層取り入れられるようになりました。これまで相談支援体制の充実に努めてきた経緯を生かしながら、市役所の障害福祉課や相談支援事業者の連携によってさらなる相談支援体制の充実を目指していきます。

○ バリアフリー化の推進と防災・災害時支援を検討します。

- ・ 主要公共施設や道路状況の変化に伴うバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- ・ 防災機能の向上や効果的整備を推進します。
- ・ 災害時要援護者への支援や福祉避難所での支援の在り方について検討します。

○ 障害のある人の楽しみという視点から多様な社会参加の場の創造や開かれた居場所づくり、余暇活動の充実を検討します。

- ・ 与えられる居場所、与えられた活動ではなく、障害のある人自身が自分の楽しみや生きがいを地域の中で見つけられるような社会を目指します。
- ・ 市民の日常生活の中に障害のある人が楽しめるような機会、場所、仕組みの充実を目指していく必要があります。
- ・ 障害や発達に課題のある児童の放課後・長期休暇時の対策の充実を引き続き図る必要があります。

○ 労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実に努めます。

- ・ 就職に向けた訓練、就職の開拓・マッチング、就職当初のフォロー、就職後の生活面・就労面のサポート、離職時の再チャレンジまで切れ目のない支援によって、希望者が福祉施設から一般就労へと円滑に移行できるよう関係機関との連携に努めます。
- ・ 市役所での雇用創出や職場での配慮を促す啓発活動などを展開します。
- ・ 障害のある人の就労支援について、ハローワークとの連携強化に努めます。

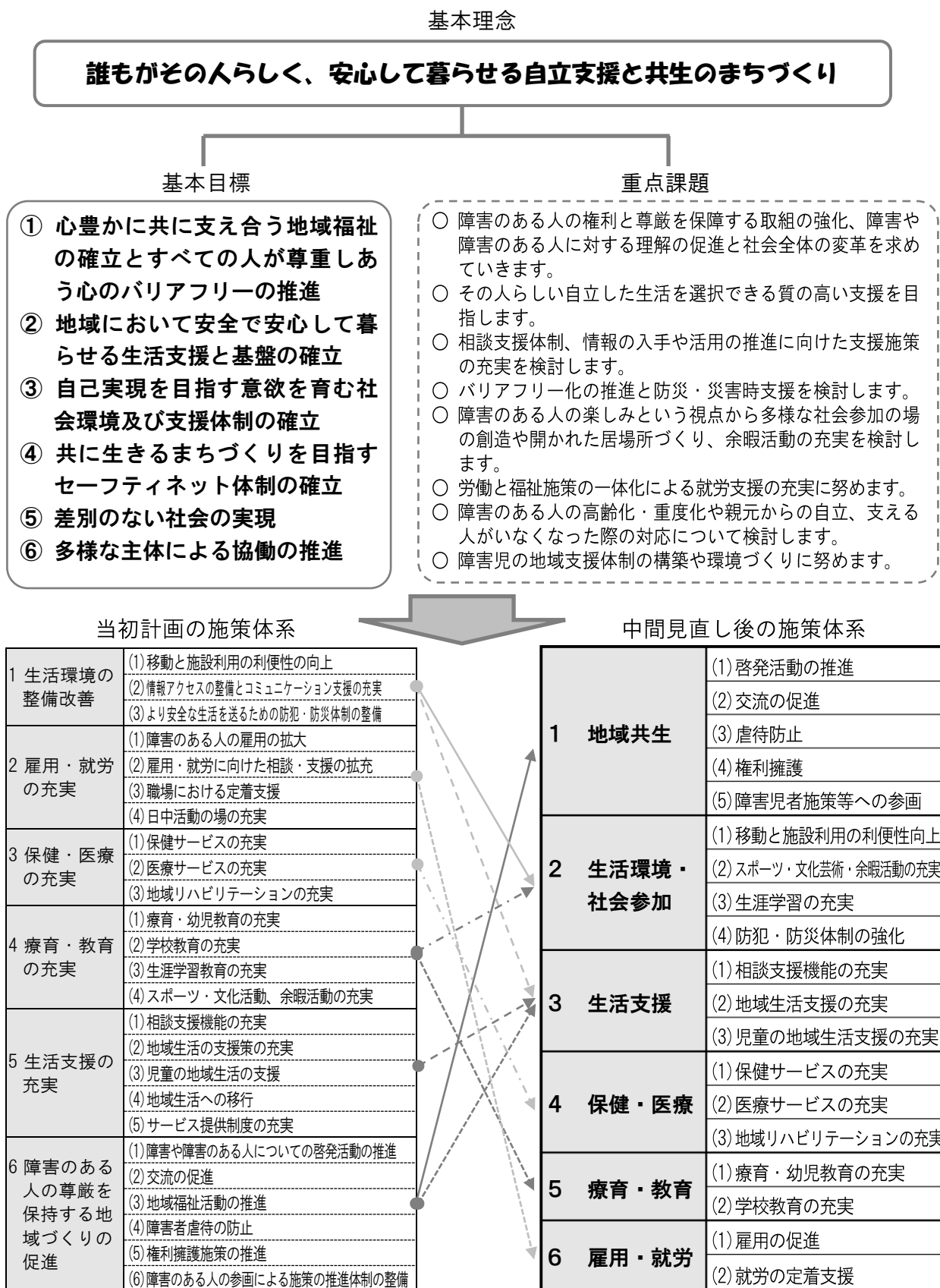
○ 障害のある人の高齢化・重度化や親元からの自立、支える人がいなくなった際の対応について検討します。

- ・ ショートステイを整備することで利便性や対応力向上を図り、緊急時の受入れ態勢の強化に努めます。
- ・ グループホームを整備し、障害のある人の地域移行等における自立に向けた体験の場や機会を提供します。
- ・ これらを総合的・包括的に行う地域生活支援拠点の充実・強化に努めます。

○ 障害児の地域支援体制の構築や環境づくりに努めます。

- ・ 関係機関との連携を図り、切れ目のない地域支援体制の構築に努めます。
- ・ 支援が必要な児童やその家族に対する支援体制の充実に努めます。

(4) 施策の体系



2 施策の行動目標

(1) 地域共生

障害のある人の基本的人権が当然に保障され、自己選択と自己決定のもと、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らしていくことができるよう、障害や障害のある人に関する理解の促進、合理的な配慮について広く市民に普及・浸透を図ります。

障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消、尊厳を保持するための権利擁護についての仕組みの充実と切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

(2) 生活環境・社会参加

障害のある人が地域で安全に暮らすために、生活空間のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすい施設・設備、都市空間となるようユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

障害のある人が自ら楽しみや生きがいを見つけられるよう、学習活動や文化・スポーツ活動等の機会に参加し、自己実現を図れるような体制づくりに努めます。

災害時において障害のある人が円滑に避難でき、安心して避難生活を送ることができるよう、地域における防災体制の強化に努めるとともに、障害のある人が犯罪被害を受けることがないように、防犯活動を促進します。

(3) 生活支援

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を維持・継続できるよう、サービス基盤とサービスの質の確保等に取り組みます。また、福祉ニーズの把握や自立生活への助言など、障害のある人への相談支援機能を充実させます。

障害のある児童については、早期からの支援が必要な児童が増加するなど、福祉ニーズの多様化・複雑化への対応が求められており、支援を行う関係者による情報共有などライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

(4) 保健・医療

発育発達上の課題や障害の原因となる疾病の早期発見、早期療育、早期治療に向けて、各種健診・検診や健康相談・指導など保健サービスの充実に努めるとともに、障害のある人が適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、大阪府や医療機関との連携を強化し、医療サービスの充実を図ります。

(5) 療育・教育

障害や発達に課題のある児童が地域で生き生きと暮らしていくために、ライフステージに応じた適切な支援を提供できる体制の整備を図ります。

保健、福祉、教育などの関係機関との連携強化により、障害や発達に課題のある児童への支援体制を強化し、一貫した相談支援体制と療育・教育の充実を図ります。

(6) 雇用・就労

障害のある人がそれぞれの適性や個性を發揮しながら希望する仕事に従事できるよう、企業や事業者において雇用を促進するとともに、企業等が職場の中で障害のある人に対する合理的な配慮を行えるような支援を推進します。

障害のある人の就労の充実・安定に向け、障害者就業・生活支援センターと連携した支援や、就労継続支援B型における安定した工賃の確保等を推進します。また、就労の定着に対する相談等を行い、「はたらく」ことを通して社会の一員としての実感がもてるよう支援します。

第4章 第6期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づき、第6期障害福祉計画を策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により、本計画における見込量については、利用実績と大きく乖離する可能性があります。

1 基本的な考え方

(1) 本市における基本的な考え方

本市では、障害のある人が自己選択と自己決定のもと、自立した日常生活及び社会への参加・参画ができる共生のまちづくりを目指しています。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。障害のある人に対し継続的な支援を実施するため、関係機関の連携を強化します。

障害者支援の提供体制の確保のため、重点項目に沿って、多様化・複雑化する福祉ニーズの対応に向けた取組を展開していきます。

本計画は、障害者支援の提供体制に係る関係機関との連携や計画の整合性を保ちながら作成しています。また、「成果目標」を設定し、この目標達成に向けた「活動指標」の設定とPDCAサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行っていきます。

(2) 第6期障害福祉計画の重点項目

① 地域共生社会の実現に向けた取組と障害者の社会参加を支える取組

障害の有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

バリアフリー化やユニバーサルデザイン、情報保障など、ハード面とソフト面で障害のある人に配慮したまちづくりを進めます。

障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消、尊厳を保持するための権利擁護についての仕組みの充実を図ります。

② 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、生きがいと誇りを持って暮らせるよう、障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮します。

障害のある人それぞれが、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図れるよう、障害福祉サービスの体制の整備を進めます。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等から地域生活への移行について、障害のある人やその家族、施設・事業所職員等の地域移行への意識向上・理解促進に取り組みます。

障害のある人が安定した地域生活が送れるよう、相談支援を中心に、生活環境が変化する節目を見据えた継続的な支援を図るとともに、サービス提供体制の整備を進め、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

人材育成に向けた研修を実施するとともに職場環境の改善を図り、また、人材定着に向けた積極的な周知を実施することで、サービス提供体制の充実に取り組みます。

2 成果目標

(1) 成果目標

区 分		目 標 (令和5年度)
福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数	4人
	福祉施設入所者の削減数	入所者数 65人/削減数 1人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について	316日以上 (府設定)
	精神病床における1年以上長期入院患者数	59人
	精神病床における早期退院率 (入院後3か月時点、6か月時点、1年時点)	3か月時点 69%以上 6か月時点 86%以上 1年時点 92%以上 (府設定)
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の確保	有(面的整備型)
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障害者地域自立支援協議会等での運用状況を検証及び検討 年1回以上

区 分		目 標（令和5年度）
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等(全体) 30人 就労移行支援 23人/就労継続支援 A型 7人/就労継続支援B型 0人
	一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率	70%以上
	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%以上
	就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	19,000円
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	基幹相談支援センター 有 市内指定特定相談支援事業所への 助言の機会 年1回
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	指導権限を有する者との連携体制を構築する

（2）成果目標の達成に向けた活動指標（サービス見込量以外）

指 標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	2回	2回	2回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	22人	22人	22人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	0回	0回	1回
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	12件	12件	12件
	地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	2件	2件	2件
	地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	12回	12回	12回
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加	1人	1人	1人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	1回	1回

※保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標：協議会で評価を実施

3 自立支援給付によるサービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

親元からの自立や障害者支援施設・精神科病院からの地域移行などに伴い、一人暮らしの人をはじめ、地域で暮らす障害者は今後ますます増加するものと予想されます。こうした訪問系サービスへのニーズに対して、見守り支援を含め、市内におけるサービス提供体制は充実しつつありますが、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

重度の障害のある人に対応するため、サービス提供事業所の確保に努めます。また、重度の障害のある人に対して単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、指定特定・一般相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで重度障害者等包括支援に取り組めるよう、関係機関やサービス提供事業所との連携に努めます。

緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるよう、事業所によって必要なサービス提供者の確保・調整を行える仕組みとするなど、重度の障害のある人への適切なサービスの確保を図ります。

医療的ケアに対応できる人材の育成を図るため、各種情報を事業所に提供します。また、在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人/月	161	153	151	152	156	161
	時間/月	2,011	2,322	2,369	2,394	2,445	2,518
重度訪問介護	人/月	4	4	4	5	5	5
	時間/月	1,567	1,593	1,630	1,750	1,785	1,820
同行援護	人/月	30	29	29	33	36	38
	時間/月	327	438	385	498	543	573
行動援護	人/月	3	4	3	3	3	3
	時間/月	68	74	43	75	77	79
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

(2) 短期入所サービス

短期入所（ショートステイ）の実施に当たっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るよう事業者働きかけます。

緊急時に受け入れが適切に行えるよう、通常時から体験的な利用を促し、短期入所の利用方法についての理解の浸透を図ります。

医療的ケアが必要な人の在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
短期入所	人/月	82	64	52	59	61	63
	人日/月	283	285	252	283	292	301

(3) 日中活動系サービス

医療的ケアを必要とする利用者が増加しており、ケア体制の充実に向けた体制強化が求められています。

今後、就労支援の取組が進む中で、就労したものの、諸事情により職場定着を図ることができなかった場合や支援学校卒業生の増加に伴う受け皿として、これまで以上に通所施設が果たす役割も大きくなると想定されます。制度上の問題については、国における制度改正等の動向を注視しながら必要な施策を検討します。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	人/月	249	237	240	243	247	250
	人日/月	4,057	4,088	4,080	4,127	4,192	4,238
自立訓練	人/月	16	11	15	16	17	18
	人日/月	173	139	149	179	186	194
就労移行支援	人/月	75	62	56	65	70	75
	人日/月	567	679	638	707	758	811
就労継続支援A型	人/月	34	41	43	47	52	56
	人日/月	348	568	616	674	746	804
就労継続支援B型	人/月	96	104	110	119	125	130
	人日/月	1,374	1,543	1,632	1,747	1,835	1,905
就労定着支援	人/月	10	16	20	23	25	27
療養介護	人/月	11	10	11	11	11	11

(4) 居住系サービス

一人暮らしや共同生活により、施設・病院から地域生活への移行や親元を離れ自立生活を目指す障害のある人に対し、地域において様々な居住の場の提供とグループホームの充実が必要となります。

また、障害のある人の地域生活の継続を支援するため、自立生活援助のサービス提供体制の確保と利用促進が求められます。

特に、共同生活援助（グループホーム）の体験入所について要望があることから、施設入所者に限定せず、地域で生活している人も含めた「自立訓練事業」の確保について引き続き検討します。また、障害者が地域生活を始めるにあたり、居住に困難を抱える障害者に対する支援について検討していきます。

近年は共同生活援助（グループホーム）の整備が促進されていますが、障害者本人や家族の高齢化等に伴う対応として、グループホームの需要は今後ますます高まると考えられます。基盤整備に当たっては地域の理解が得られにくい場合も見受けられることから、啓発活動によって障害に対する地域の理解を促します。

生活に困難を抱えた障害のある人などに対する住まいの確保と生活の一体的な支援の体制を整備するため、関係機関が一堂に会し情報支援等を行う居住支援協議会の設置を検討します。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	2	2	2
共同生活援助	人/月	86	81	81	90	93	96
施設入所支援	人/月	69	66	66	66	65	65

(5) 相談支援

サービス等利用計画の対象者が増加していることから、福祉サービスを受けているすべての方に計画相談、支援ができるよう、指定特定相談支援事業者の指定及びそれに伴う監査・指導を行うことにより、相談支援の充実を図ります。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人/月	140	158	181	191	204	215
地域移行支援	人/月	0	0	0	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	2	2	2

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

《理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業》

理解促進研修・啓発事業については、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深める研修・啓発事業として障害者週間に街頭啓発等を実施します。

自発的活動支援事業については、障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を障害者団体での交流によって支援します。

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

《相談支援事業》

障害のある人、障害のある児童の保護者または介護を行う人などからの相談に応じ、権利擁護や情報の提供等のために必要な援助を行います。

障害の総合的な相談支援体制と地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の充実を図ります。

また、発達障害児（者）や高次脳機能障害者などへの相談支援の充実を図ります。

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

《成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業》

成年後見制度利用支援事業については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用に際して費用の補助を実施します。

成年後見制度法人後見支援事業については、後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動を支援するために、成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	-	無	無	無	有	有	有

《意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業》

意思疎通支援事業については、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害のある人などに手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。福祉事務所に手話通訳者を配置しています。

手話奉仕員養成研修事業については、手話講習会入門コース、基礎会話コースをそれぞれ昼夜開講します。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
手話通訳者派遣事業	件	33	25	12	30	32	34
	時間	69	41	20	50	52	54
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	1	1	1

《日常生活用具給付等事業》

重度の身体障害や知的障害のある人が自力で日常生活を営むための用具について、ニーズに応じて適切な給付を実施します。日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、品目の見直しも含めた制度の充実に努めます。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件	6	1	4	5	5	5
自立生活支援用具	件	11	15	18	17	17	17
在宅療養等支援用具	件	13	15	36	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件	16	14	8	15	15	15
排泄管理支援用具	件	1,977	1,931	1,760	2,000	2,000	2,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	1	2	3	3	3

《移動支援事業》

外出及び社会参加が困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣します。

サービス提供事業者の確保並びに質の向上に取り組めます。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
移動支援事業	利用者数 [人/月]	205	182	120	196	212	228
	量の見込み[時間/月]	24,438	21,442	13,248	24,069	24,960	25,697

《地域活動支援センター事業Ⅰ型》

創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を加え、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
地域活動支援 センターⅠ型	設置箇所数[か所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数[人]	216	216	216	218	220	222

《訪問入浴サービス事業》

重度の身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。(週2回)

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数 [人]	3	4	3	3	3	4
	利用回数 [回]	189	136	170	180	190	200

《日中一時支援事業》

知的障害のある人と障害のある児童を対象に日中一時支援を実施しています。

放課後等デイサービスの基盤が確保されているため、今後は既存の事業所の質の確保に努めます。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	実利用者数 [人]	38	31	28	36	38	40

《社会参加支援事業》

障害のある人の自立生活及び社会参加を支援することを目的に、以下の事業について引き続き実施します。

(声の広報等発行事業)

- ・市が発行する広報等の内容をデージー図書（デジタル音声情報システム）に吹き込んだ上で視覚障害のある人に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。

(自動車運転免許取得費助成事業)

- ・身体障害のある人に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

(自動車改造費助成事業)

- ・身体障害のある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

第5章 第2期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づき、第2期障害児福祉計画を策定します。

障害児福祉計画は、障害や発達に課題のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により、本計画における見込量については、利用実績と大きく乖離する可能性があります。

1 基本的な考え方

(1) 本市における基本的な考え方

本市では、児童が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「子どもの安全安心都市宣言」を行い、希望に満ちた児童の健やかな成長は、市民みんなの願いであり、地域の児童をみんなで力をあわせて守ることをうたっています。

そのためには、ライフステージに応じた適切な支援を提供できる体制の整備が必要で、市の関係課や関係機関が連携して、支援の必要な児童を早期に把握し、保護者への丁寧な説明を行う中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の幅広い連携のもと、地域において児童を守り育てていくことができる環境づくりを図ります。

また、障害児福祉、障害児通所支援、障害児相談支援の充実を図るとともに、適切な支援等を通じて障害児支援の地域格差をなくすよう地域支援体制の構築を図ります。

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として、重点項目に沿って、児童の「療育・教育」及び「保健・医療」の体制の充実に向けた取組を展開していきます。

本計画は、障害児支援の提供体制に係る関係機関との連携や計画の整合性を保ちながら作成しています。また、障害福祉計画と同様に、「成果目標」を設定し、この目標達成に向けた「活動指標」の設定とPDCAサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行っていきます。

(2) 第2期障害児福祉計画の重点項目

① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築

令和2年度(2020年度)に本市では、母子保健業務を教育委員会事務局の次世代育成部に移管し、同部に新たに子育て世代包括支援センターを設置しました。これは、母子保健部門と子育て支援部門とが同じ組織で同じフロアで執務する体制をつくることで、妊娠期から子育て期までの保護者・乳幼児等に対し切れ目のない支援につなげていくことを目的としたものです。

医療的ケア児や難聴児、発達など様々な課題を抱える児童に対しては、早期に適切な援助が受けられるよう、健診・検査や相談、訪問指導などを通して関係機関と連携を図り、支援を進めていきます。

② 児童を取り巻く関係機関が連携した地域支援体制の構築

児童の支援にあたっては、保健所や学校園、保育所、学童保育、教育センター、児童発達支援センター、通所支援事業所、入所施設等、さまざまな機関が個人情報に配慮しながら情報を共有し、支援の方向性を共通認識するとともに、質の向上に努め、オール摂津での支援体制を構築します。

また、保育所等訪問支援の実施や、障害児保育の対象者に対し巡回指導、巡回相談を実施し、地域社会へのインクルージョン[※]を推進します。

※インクルージョン：教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

③ 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

医療的ケアが必要な児童や重度の障害がある児童などの場合には、家族のニーズを的確に把握することや関係機関の把握している情報や課題を共有することが必要であることから、保健所や児童発達支援センター、相談支援事業所、通所支援事業所、学校など各関係機関が連携して取り組んでおります。

医療的ケア児の支援に関しては、医療的ケア児に関連する分野の支援を調整するコーディネーターが必要であり、福祉関係と医療関係のコーディネーターを各1名配置することを目指します。

また、医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、関係機関との連携により、当事者家族が抱える課題の解決、社会資源の改善等に取り組めます。

④ 発達障害児とその家族に対する支援体制の充実

本市では乳幼児健診において発達障害にかかる問診項目を設け、発達障害の早期発見に努めており、母子保健でのフォローをはじめとして、親子の関わり方を遊びながら学ぶ親子教室、子どもの得意な部分・苦手な部分を把握する発達検査、児童発達支援センターや医療機関等の専門機関の紹介などを実施していきます。

今後は、就学に向けた機関同士での丁寧な引継ぎや、親支援プログラム、同じ悩みを持つ保護者同士での懇談の場など、さらなる支援が求められています。

2 成果目標

(1) 成果目標

区 分		目 標 (令和5年度)
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターの設置	1か所
	保育所等訪問支援事業の充実	5か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関による連携・協議の場及びコーディネーターの設置	関連分野の支援を調整するコーディネーターを、福祉関係・医療関係の各1名配置の上、関係機関の協議の場を定期的開催する

(2) 成果目標の達成に向けた活動指標 (サービス見込量以外)

指 標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

3 障害児支援サービス等の見込量と確保策

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援については、子ども・子育て支援法に基づく本市の子ども・子育て支援事業計画や関連施策との緊密な連携を図る必要があります。

また、就学時及び卒業時において支援が円滑に移行されることを含め、学校や障害福祉サービスを提供する事業所等が連携を図るとともに、通所支援事業所の機能強化・サービスの質の向上に取り組む必要があります。

特別な支援が必要な児童の支援体制については、医療的ケアが必要な重症心身障害児等の支援基盤の整備を図るとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関において、共通の理解に基づき総合的な支援体制の構築を図ります。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	121	153	122	125	130	135
	量の見込み [人日/月]	540	612	630	650	660	670
医療型児童 発達支援	利用者数 [人/月]	6	10	6	6	8	10
	量の見込み [人日/月]	56	46	75	65	70	75
放課後等 デイサービス	利用者数 [人/月]	227	222	236	240	250	260
	量の見込み [人日/月]	2,092	2,176	2,126	2,400	2,500	2,600
保育所等 訪問支援	利用者数 [人/月]	18	23	25	28	33	38
	量の見込み [回/月]	18	24	28	30	35	40
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	2	4	6
	量の見込み [回/月]	0	0	0	4	8	12

(2) 障害児相談支援

障害児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

障害児相談支援は、主に市立児童発達支援センターで実施しています。児童の計画相談や障害児相談支援はサービス利用者のすべてを対象として導入しています。利用者が安心してサービスを受けられるよう、引き続き相談支援専門員の質及び量の確保に努めます。

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	利用者数 [人/月]	48	60	62	65	70	75

4 子ども・子育て支援事業計画との整合について

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。第2期障害児福祉計画期間における障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
子ども・子育て支援等の 利用ニーズ*	人	281	303	306	320	330	340

※18歳未満の障害者手帳所持者数

第6章 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進していきます。

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者やサービス事業者の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障害者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

(2) 進行管理と評価

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルのもとに、各施策の実施状況、成果目標・活動指標の達成状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「摂津市障害者施策推進協議会」及び「摂津市障害者地域自立支援協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

摂津市障害者施策に関する長期行動計画
(第4次:前期計画中間見直し)
第6期摂津市障害福祉計画
第2期摂津市障害児福祉計画
(概要版)

令和3年3月

発行 摂津市 保健福祉部 障害福祉課
摂津市 次世代育成部 子育て支援課
大阪府摂津市三島一丁目1番1号
T E L 06-6383-1111 (大代表)
072-638-0007 (代表)
F A X 06-6383-9031